

様式第三十二号（第十二条の十二の二十六関係）（平23環省令1・全改、平29環省令10・令2環省令9・一部改正）

産業廃棄物輸出報告書		
		年 月 日
環境大臣 殿		
報告者		
住 所		
氏 名		
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
電話番号		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の26第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで確認を受けた産業廃棄物の輸出に関し、関係書類を添えて報告します。</p>		
①確認の年月日及び確認番号	年 月 日	
	確認番号	
②産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地		
③産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状		
④輸出した数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含む。）	⑤輸出した年月日	⑥処分が終了した年月日
合計		

備考

- 1 この報告書は、輸出の一括確認を受けた者にとっては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。
- 2 輸出の一括確認を受けた者にとっては、④～⑥欄は前回提出した報告書における記載に今回の輸出に係る情報を追加するようにすること。
 （日本産業規格 A列4番）